

北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を  
改正する条例

北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成20年北九州市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想（次号において「基本構想」という。）」を「基本構想」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 基本構想 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るために定める構想をいう。

第3条及び第5条中「基本計画」を「基本構想及び基本計画」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の改正規定の施行の日から施行する。